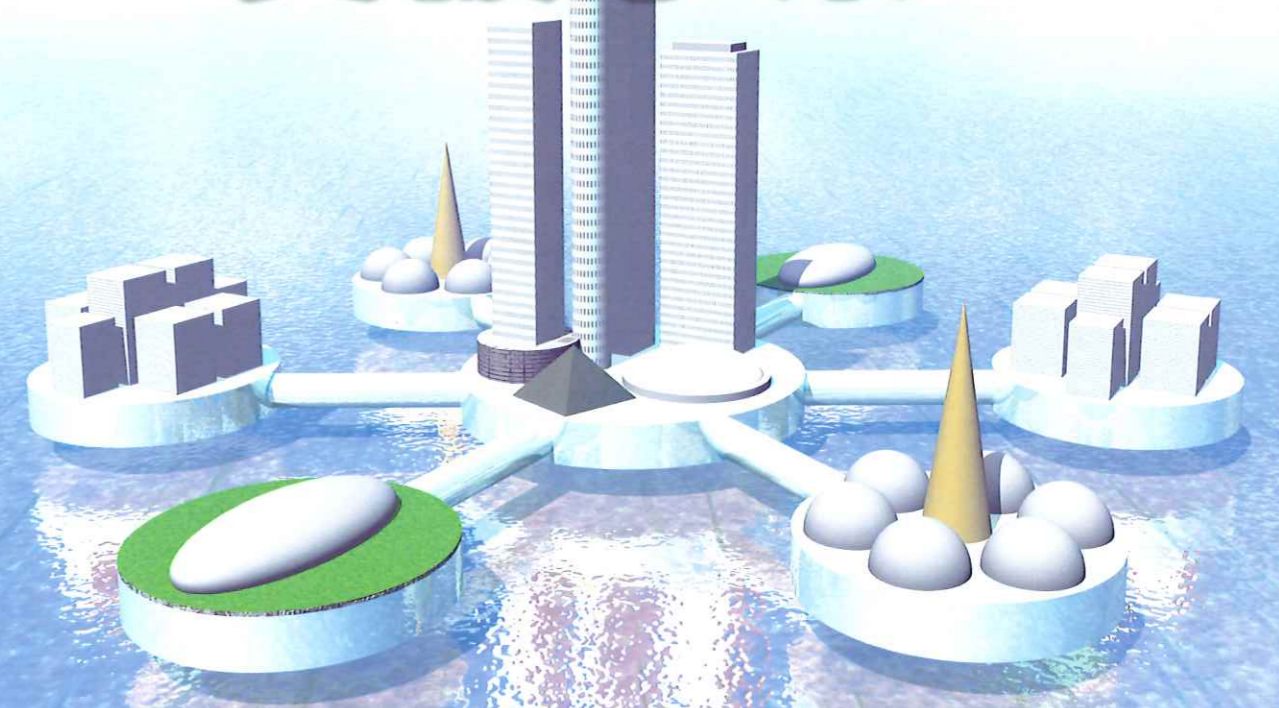


# 経営改善計画策定 支援事業



中小企業・小規模事業者の  
経営改善計画策定を支援します。

経営改善計画策定支援事業は、中小企業基盤整備機構より委託を受けて、県内中小企業の再生に向けた取り組みを支援する事業です。直接の融資は行っておりません。通常の資金繰り相談は、お取引の金融機関へお願いします。

■お問い合わせ先

## 山形県中小企業活性化協議会 (経営改善計画策定支援担当)

〒990-8580 山形市城南町1-1-1  
霞城セントラル13階 「山形県企業振興公社」内  
TEL.023-647-0674 FAX.023-646-7274

■ホームページ <http://www.ynet.or.jp>  
■代表メール [saisei@ynet.or.jp](mailto:saisei@ynet.or.jp)



公益財団法人  
**山形県企業振興公社**  
(山形県中小企業活性化協議会)

## 申請時の必要書類

1. 事業利用申請書
2. 申請者の概要
3. 自己記入チェックリスト
4. 業務別見積明細
5. 申請者の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
6. 認定支援機関の認定通知書の写し
7. 認定支援機関ごとの見積書及び単価表
8. 申請者の直近3年分の申告書の写し
9. 工程表(ガントチャート)
10. 主要金融機関の確認書面

# 経営改善計画策定支援事業とは??

借入金の条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3(上限300万円、内計画策定費用200万円、伴走支援費用100万円)まで負担します。中小企業活性化協議会で相談・申込を受け付けています。

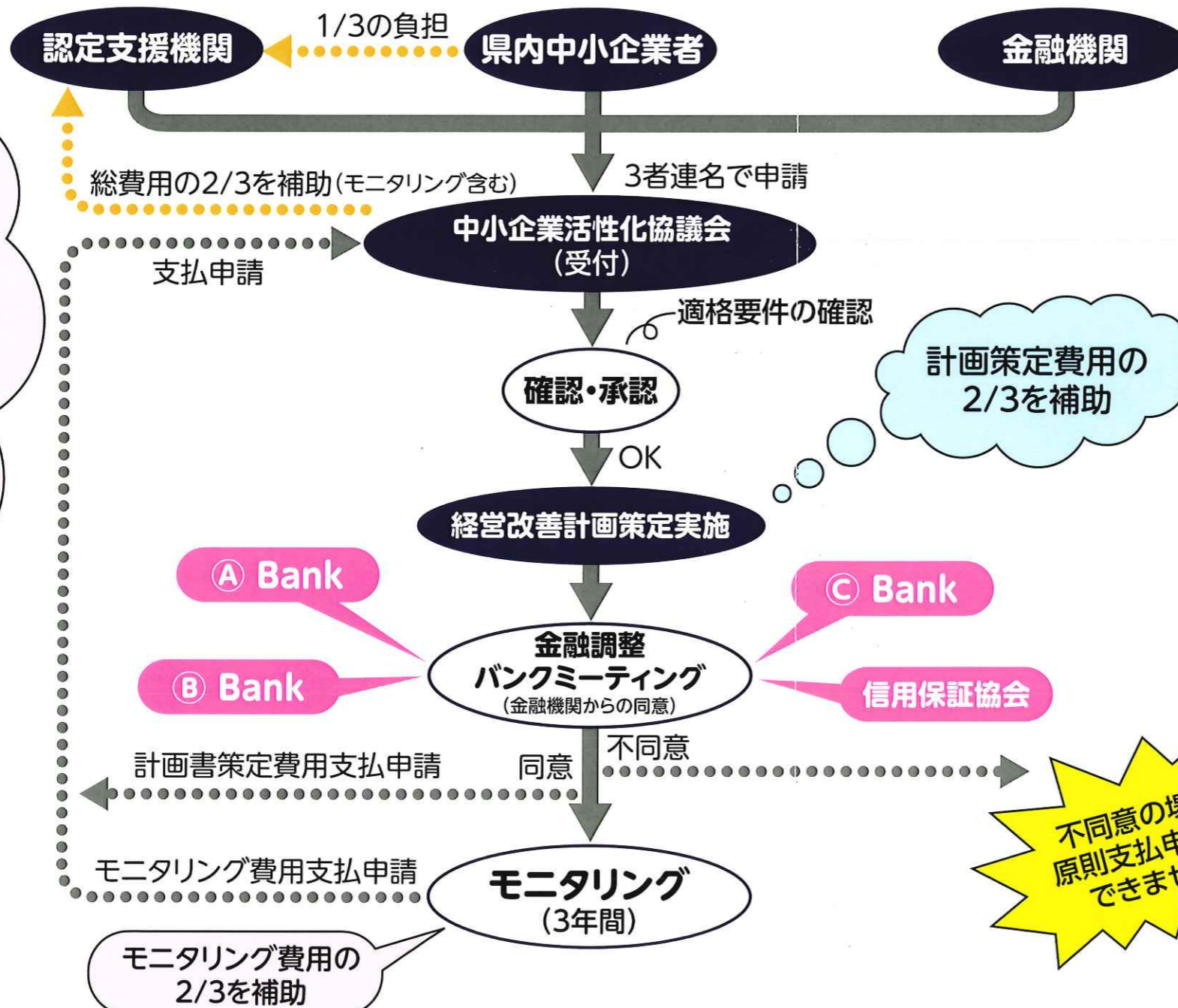
弁護士等に依頼し、経営者保証の解除を目指す方には更に10万円を上限として費用の2/3を負担します。

## 支払申請時の必要書類

1. 支払申請書
2. 自己記入によるチェックリスト
3. 業務別請求明細書
4. 認定支援機関ごとの請求書類
5. 申請企業との契約書
6. 申請者による費用負担額(1/3)の銀行振込を示す証拠類
7. 従事時間管理表
8. 金融機関からの同意書
9. 経営改善計画書
10. 着重点実施確認表

### 対象要件

- 借入金の返済条件変更や返済条件変更を前提とした新規融資などの金融支援が必要な事業者に限られます。
- 策定された経営改善計画はすべての金融機関(保証協会含む)の同意が必要となります。
- 経営改善計画策定後3年間はモニタリングが必要です。



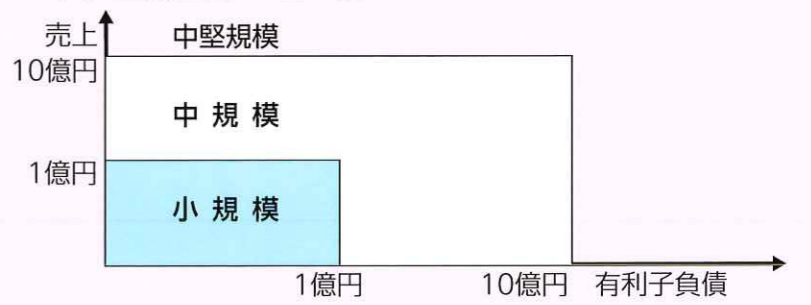
**秘密厳守**  
ご相談の内容は秘密  
厳守して対応します。

### モニタリングを含む経営改善計画支援費用の総額

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額 (モニタリングを含む)
小規模	売上1億円未満かつ 有利子負債1億円未満	150万円以下 (うち伴走支援費用は 50万円以下)
中規模	売上10億円未満かつ 有利子負債10億円未満 (小規模を除く)	300万円以下 (うち伴走支援費用は 100万円以下)
中堅規模	売上10億円以上 または 有利子負債10億円以上	450万円以下 (うち伴走支援費用は 150万円以下)

※中小企業活性化協議会から受理通知を受けた申請案件が対象

### 中小企業区分の考え方



**不同意の場合  
原則支払申請は  
できません**